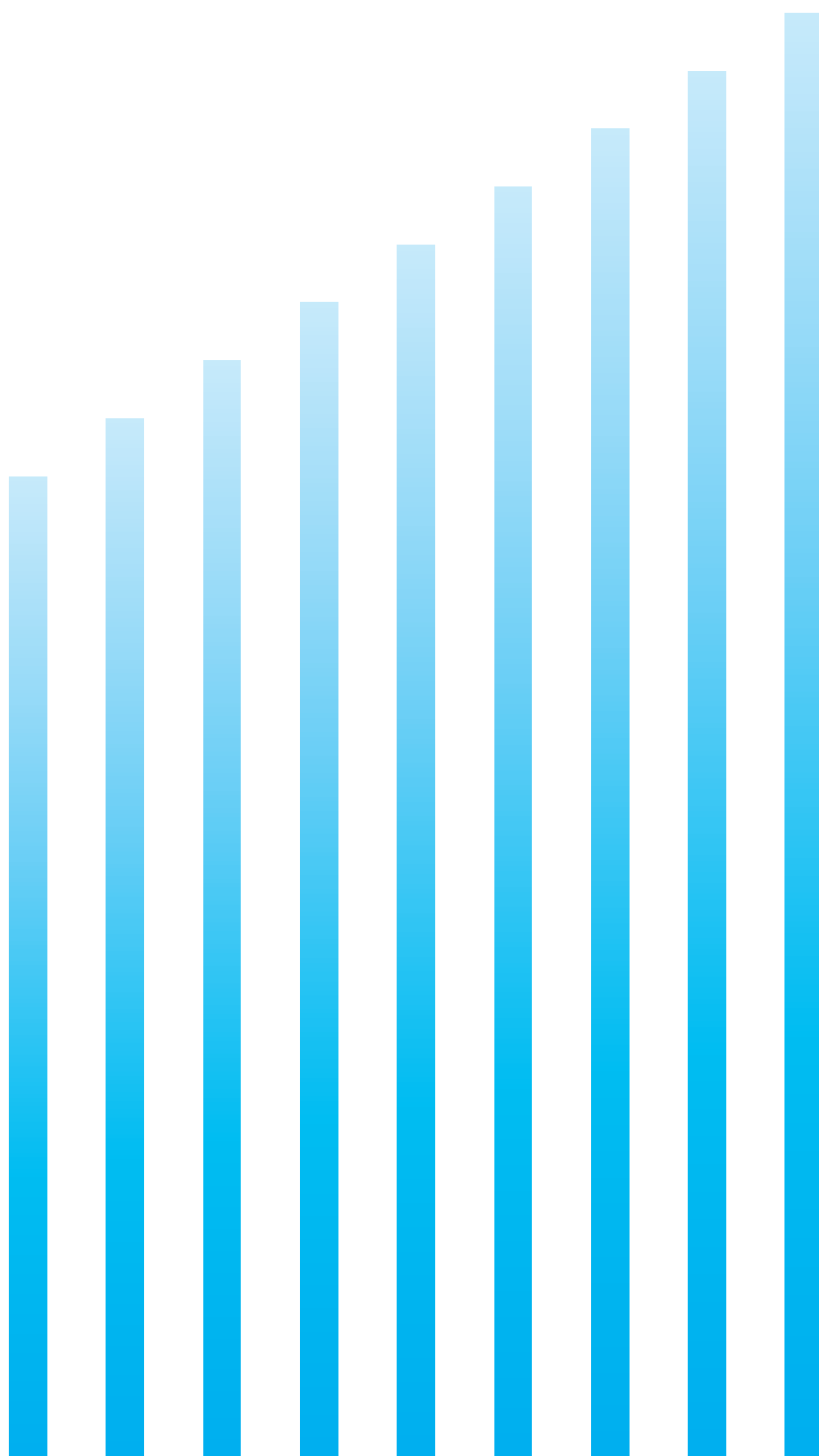


資料編



1. 高齢者要望等実態調査結果の概要

【調査の概要】

(1) 調査の目的

介護保険事業運営の基本計画となる「介護保険事業計画」は、介護保険法により3年ごとに見直すこととされており、また、市町村高齢者保健福祉施策の基本計画である「高齢者保健福祉計画」についても、介護保険事業計画との整合性を図る必要があることから、同時期に見直す必要がある。本調査は、両計画の見直しのための基礎資料を得ることを目的として、佐賀全県下において統一内容で実施した。

(2) 調査の区分

調査名	調査対象者	概要	調査方法
①在宅者（要支援）調査	要支援認定者	在宅の要援護者（要支援者）や主な介護者に対し、各種サービスの利用状況や今後の利用意向、介護保険制度施行後の変化、介護保険制度に対する考え方、今後の介護のあり方などについて調査を行った。	面接
②在宅者（要介護）調査	要介護認定者	在宅の要援護者（要介護者）や主な介護者に対し、各種サービスの利用状況や今後の利用意向、介護保険制度施行後の変化、介護保険制度に対する考え方、今後の介護のあり方などについて調査を行った。	面接
③施設入所者調査	介護保険施設入所者	介護保険の対象となる介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の入所者に対し、介護に関する現状、介護保険制度施行後の変化、介護保険制度に対する考え方、今後の介護のあり方などについて調査を行った。	面接

要支援・要介護認定者

認定外者

④特定高齢者調査	特定高齢者	特定高齢者に対し、健康に関する状況や、各種保健・福祉サービス利用状況や今後の利用意向、介護保険制度に対する考え方などについて調査を行った。	面接
⑤一般高齢者調査	65歳以上の一般高齢者	高齢者に対し、健康に関する状況や、各種保健・福祉サービス利用状況や今後の利用意向、介護保険制度に対する考え方などについて調査を行った。	面接
⑥第2号被保険者調査	40歳から64歳の第2号被保険者	第2号被保険者高齢者に対し、健康に関する状況や、各種保健・福祉サービスの認知状況、介護保険制度に対する考え方などについて調査を行った。	郵送

(3) 調査基準日

平成19年10月1日

(4) 調査件数

調査の種類	調査数	有効票数	有効回収率
①在宅者（要支援）調査	441	423	95.9%
②在宅者（要介護）調査	853	783	91.8%
③施設入所者調査	360	308	85.6%
④特定高齢者調査	244	239	98.0%
⑤一般高齢者調査	1,508	1,448	96.0%
⑥第2号被保険者調査	1,200	597	49.8%

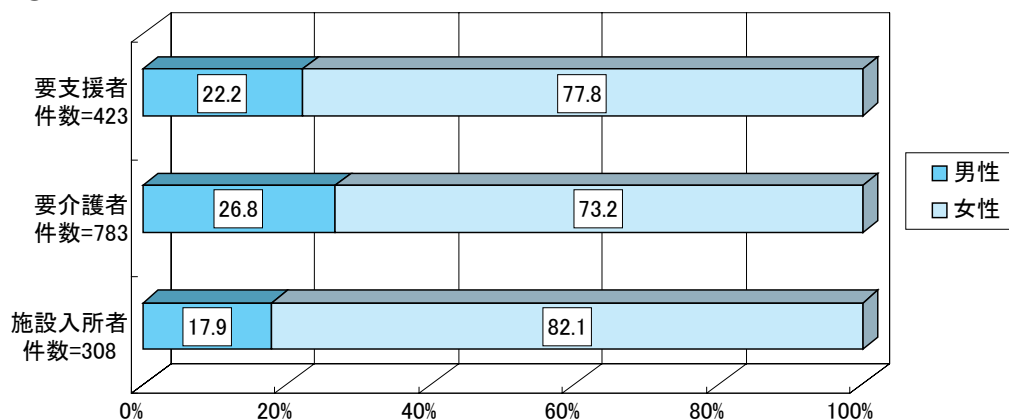
【調査結果のまとめ】

ここでは介護保険事業の対象となる要支援・要介護者に対する①～③の調査結果の概要についてお示しする。

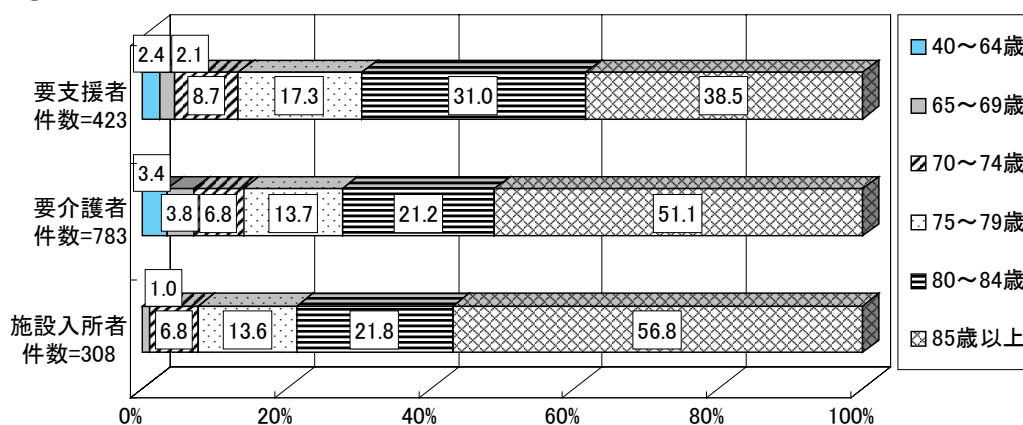
なお、前回（平成16年）調査と同じ質問については、今回の要支援者、要介護者調査との比較のため、凡例部分に前回調査結果（在宅者分）を掲載している。施設入所者については、前回の施設入所者調査結果を掲載した。

(1) 回答者の属性

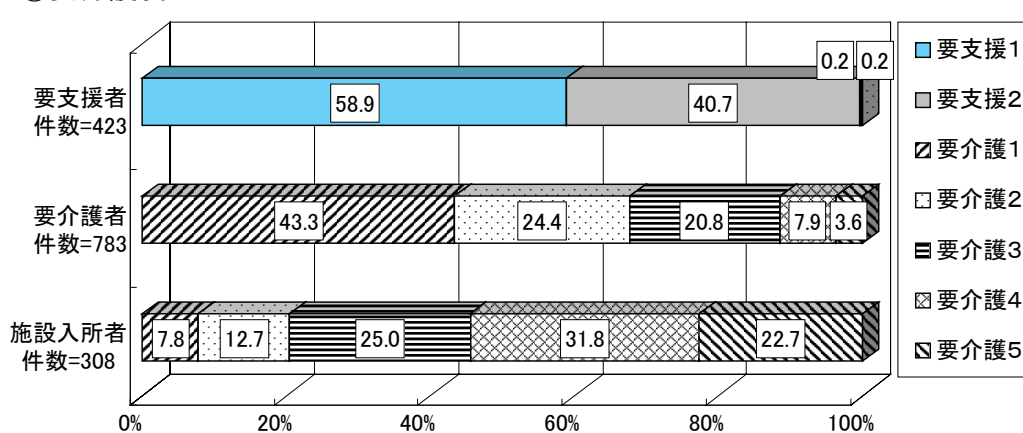
①性別



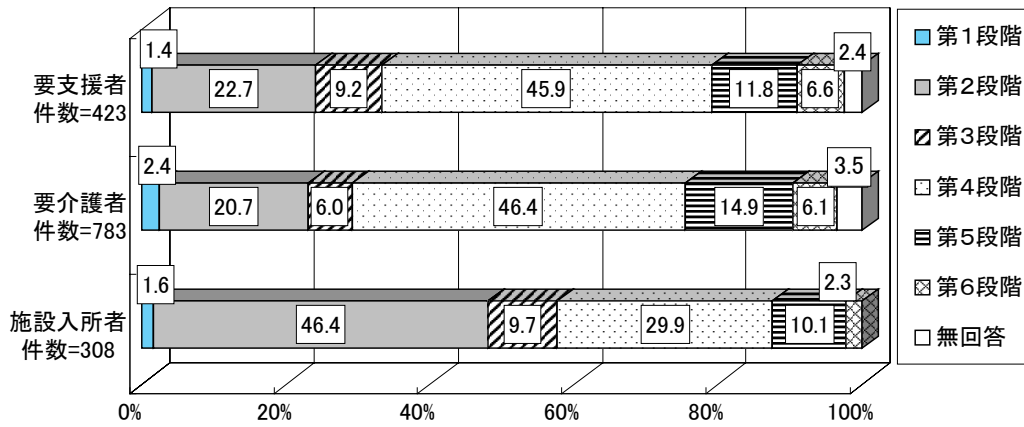
②年齢



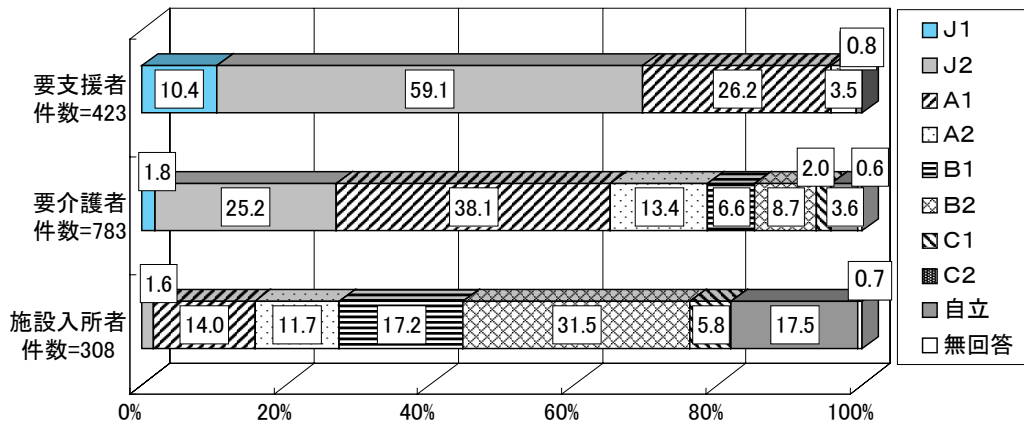
③要介護度



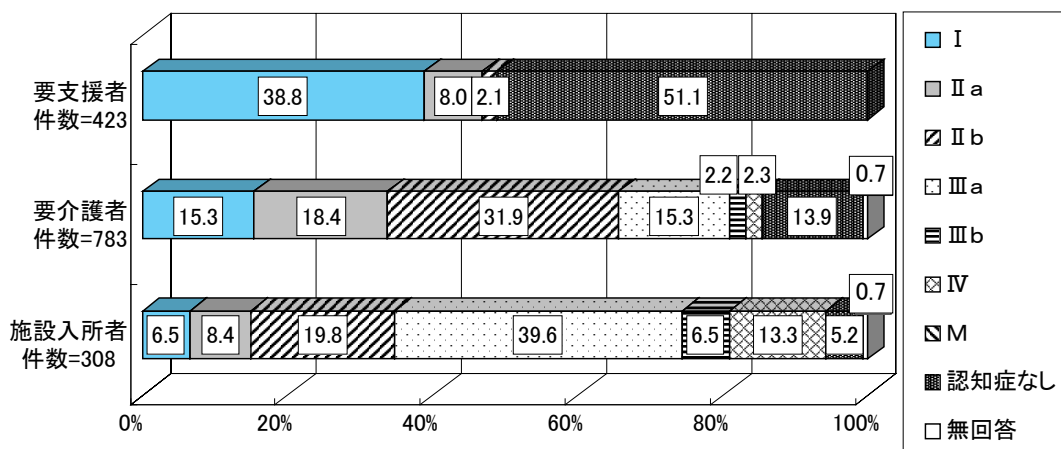
④介護保険料段階



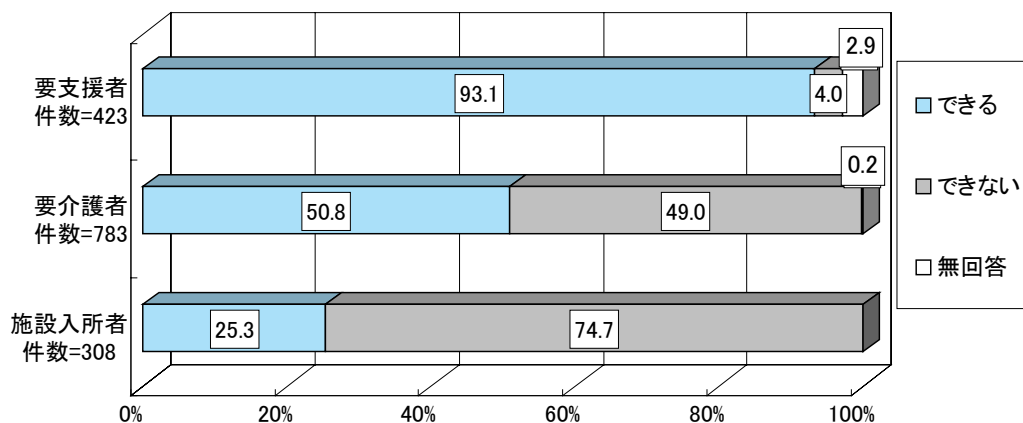
⑤寝たきり度



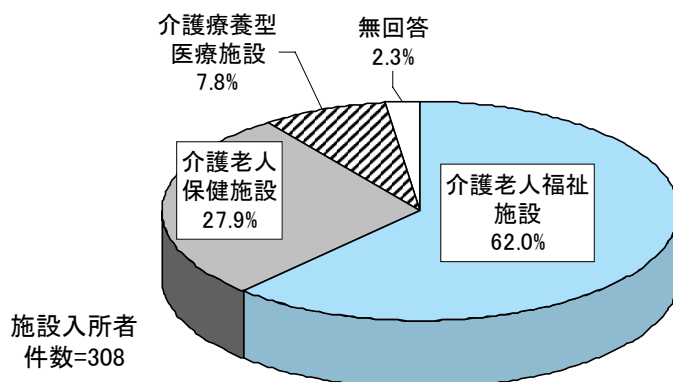
⑥認知症度



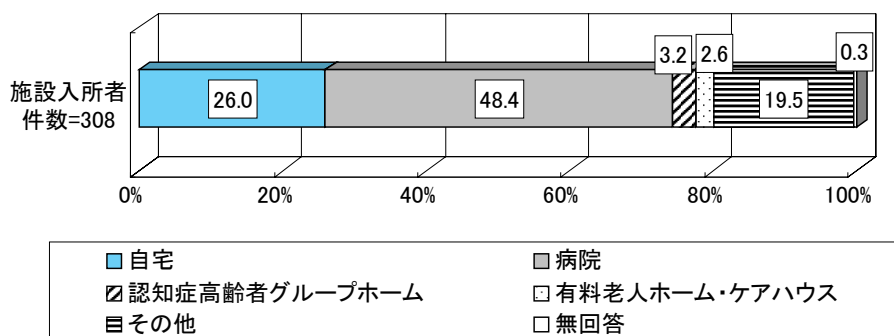
⑦本人が回答できるか



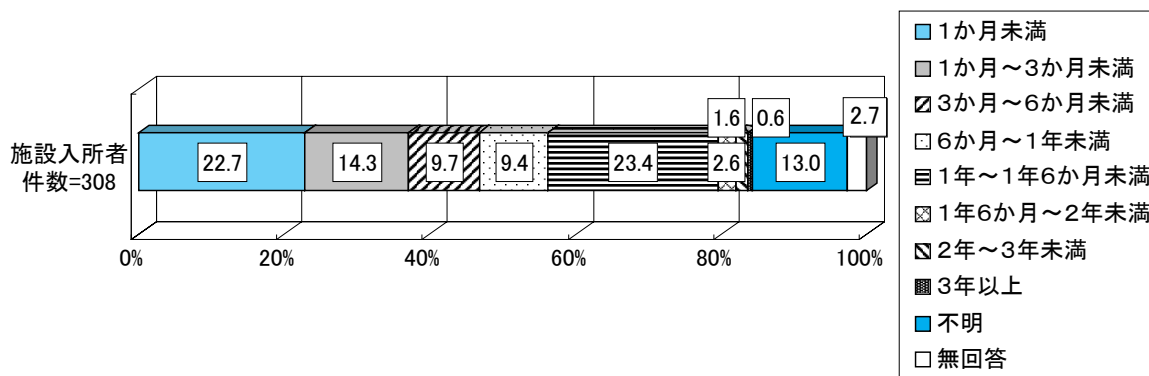
⑧現在の入所施設（施設入所者設問）



⑨入所直前の居所（施設入所者設問）



⑩現在の施設に入所するまでの期間（施設入所者設問）



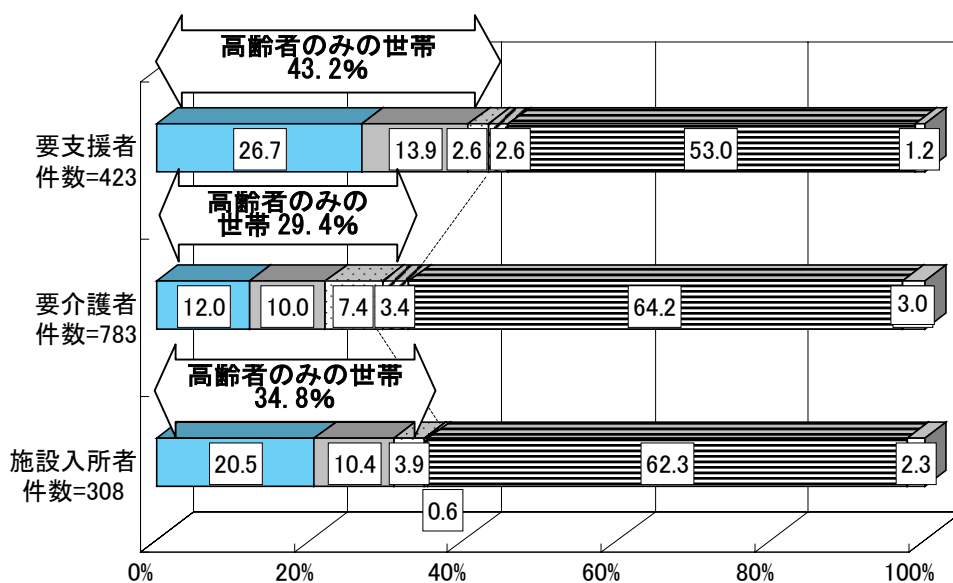
(2) 世帯の状況

- 要支援者では高齢者のみの世帯の割合（43.2%）が高く、要介護者では若年者との同居割合（64.2%）（「その他の世帯」）が高い。
- 施設入所者は、入所前は若年者と同居している割合（62.3%）が高く、入所の理由が同居者（家庭における介護者）の有無と直接結びついてない。

● 前回調査結果

要支援者	高齢者のみの世帯 46.8%	その他の世帯 49.7%
要介護者	高齢者のみの世帯 31.6%	その他の世帯 64.1%
施設入所者	高齢者のみの世帯 34.5%	その他の世帯 61.5%

- ▲ 高齢者のみ世帯の割合は、要支援・要介護者において2～3ポイント減少している。また、その他世帯との同居割合は、要支援者で3ポイント増加している。
- ▲ 結果として横ばいあるいは多少の改善（高齢者のみ減少、同居の増加）が見られる。



世帯タイプ	在宅者 件数=1,505	施設入所者 件数=322
本人だけの単身(ひとり暮らし)世帯	18.1%	19.9%
本人とその配偶者(65歳以上)のみの世帯	15.0%	10.6%
本人と配偶者以外の高齢者(65歳以上)のみの世帯	3.3%	4.0%
本人とその配偶者(65歳未満)のみの世帯	3.5%	3.1%
その他の世帯	59.5%	61.5%
無回答	0.6%	0.9%

(3) 身体状況等

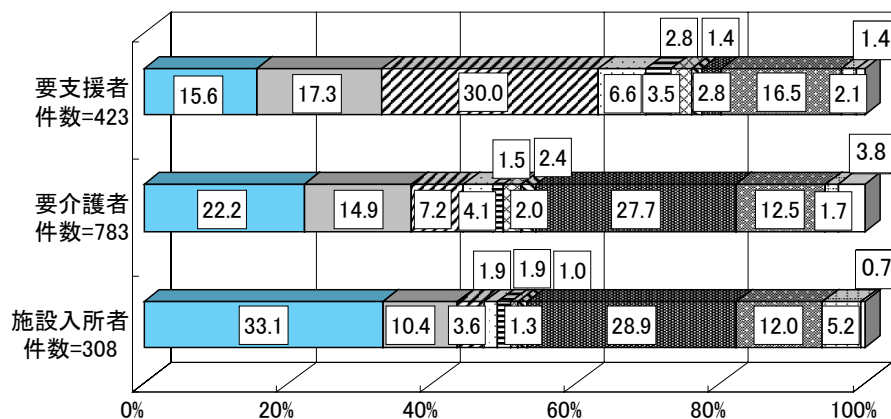
①介護が必要になった主な原因

- 要支援者では「リウマチ・腰痛・関節炎」(30.0%)、要介護者では「認知症」(27.7%)が、介護の原因の3割前後を占めている。要支援者・要介護者において、それぞれ原因に特徴が見られる。
- 施設入所が必要になった主な原因では、「脳卒中(脳出血・脳梗塞・くも膜下出血)」(33.1%)、「認知症」(28.9%)の割合が高く、全体の6割以上を占める。

● 前回調査結果

要支援者	脳卒中	8.1%	骨折等	15.0%	リウマチ等	32.2%	認知症	3.8%
要介護者	脳卒中	27.4%	骨折等	11.5%	リウマチ等	16.3%	認知症	13.5%
施設入所者	脳卒中	35.4%	骨折等	11.5%	リウマチ等	6.2%	認知症	26.7%

- ▲ 要支援者では、リウマチ等の原因が3割を占めるが、脳卒中も増加している。
- ▲ 要介護者では、認知症によるものの割合が、前回の2倍になっている。
- ▲ 施設入所者では、前回とほぼ同様であるが、認知症によるものが増加している。

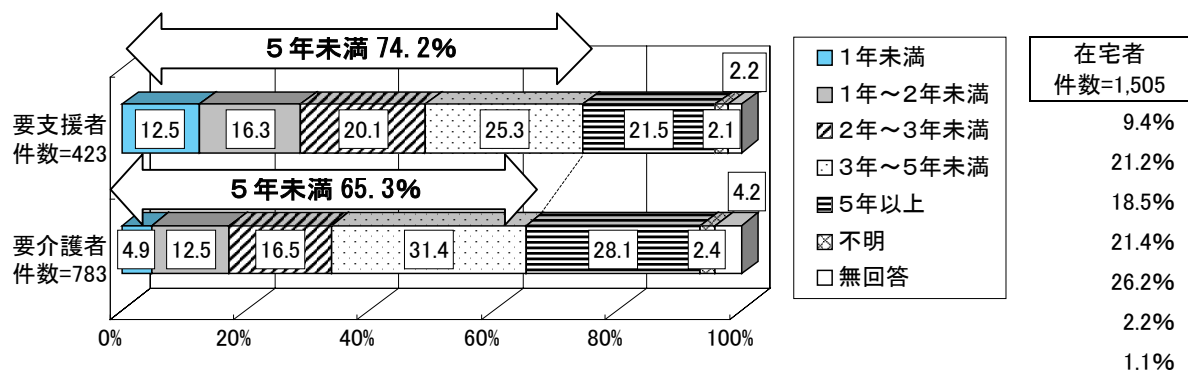


■ 脳卒中(脳出血・脳梗塞・くも膜下出血)
■ 骨折・転倒等
■ リウマチ・腰痛・関節炎
■ 心臓病
■ 呼吸器疾患(慢性気管支炎・ぜんそく等)
■ 高血圧
■ 老衰
■ 認知症
■ その他
■ 不明
■ 無回答

在宅者 件数=1,505	施設入所者 件数=322
21.3%	35.4%
12.6%	11.5%
21.3%	6.2%
3.8%	1.9%
3.1%	1.2%
3.4%	0.6%
2.1%	1.6%
10.4%	26.7%
19.2%	13.4%
1.8%	1.2%
1.1%	0.3%

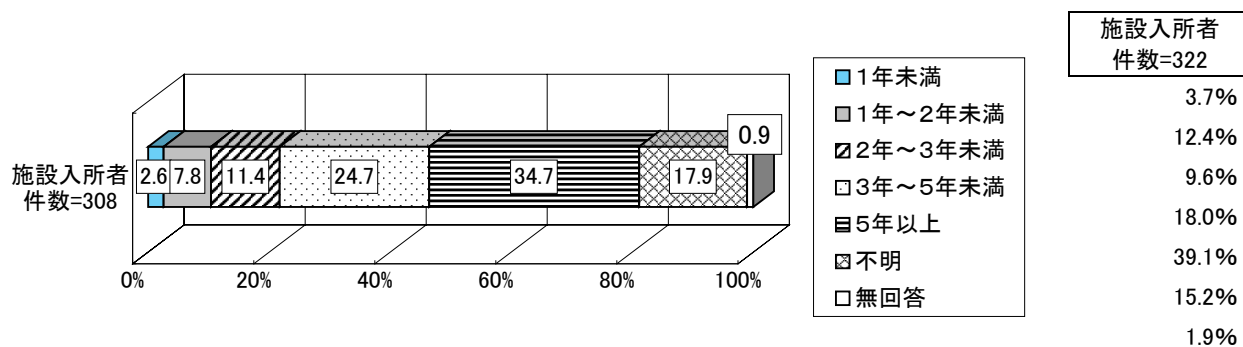
②介護が必要な状態になってからの期間

- 「3年～5年未満」（要支援者 25.3%、要介護者 31.4%）の回答が最も多い。
- ▲ 「3年～5年未満」の認定者の数が多いのは、平成14年～16年の急激に認定者が増加した時期と合致する。



③施設入所について（施設入所者）

- 施設入所が必要になってからの期間は、「5年以上」が34.7%と最も多い。
- ▲ 入所前の世帯状況では、若年層との同居割合が高い（62.3%）が、脳卒中や認知症が原因の割合が高いため、「家族はいても十分に介護できない」、「24時間の介護が必要である」などでの入所となっている。

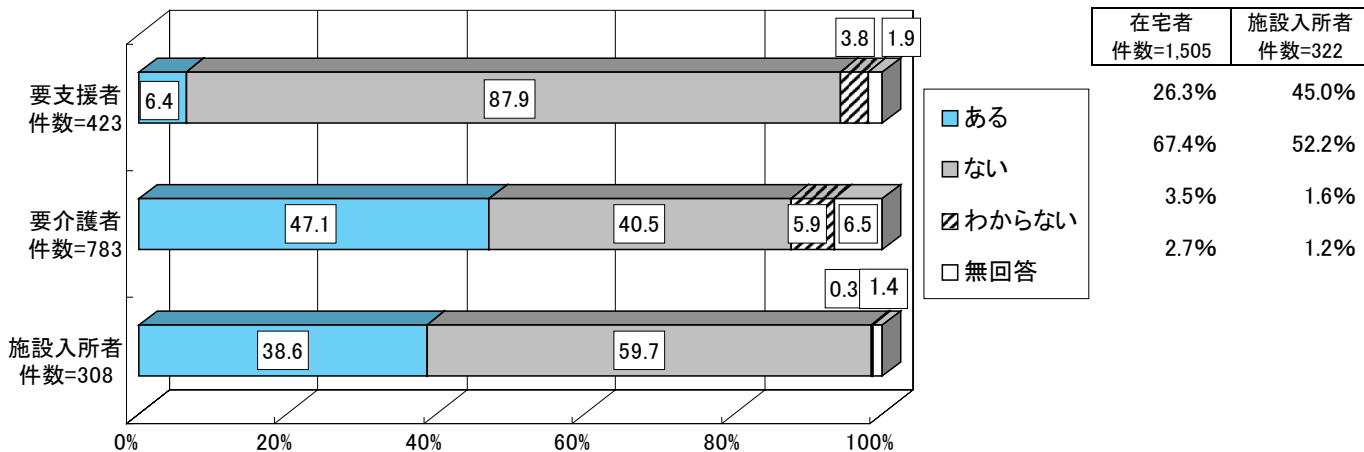


入所理由	
第1位	家族はいるが、十分に介護ができないから (68.5%)
第2位	24時間の介護が必要だから (29.9%)
第3位	介護する家族がないから (24.4%)

※前回施設入所者 [件数=322] 第1位：家族はいるが、十分に介護ができないから (69.6%)、第2位：介護する家族がないから (22.7%)、第3位：24時間の介護が必要だから (14.3%)

④認知症について

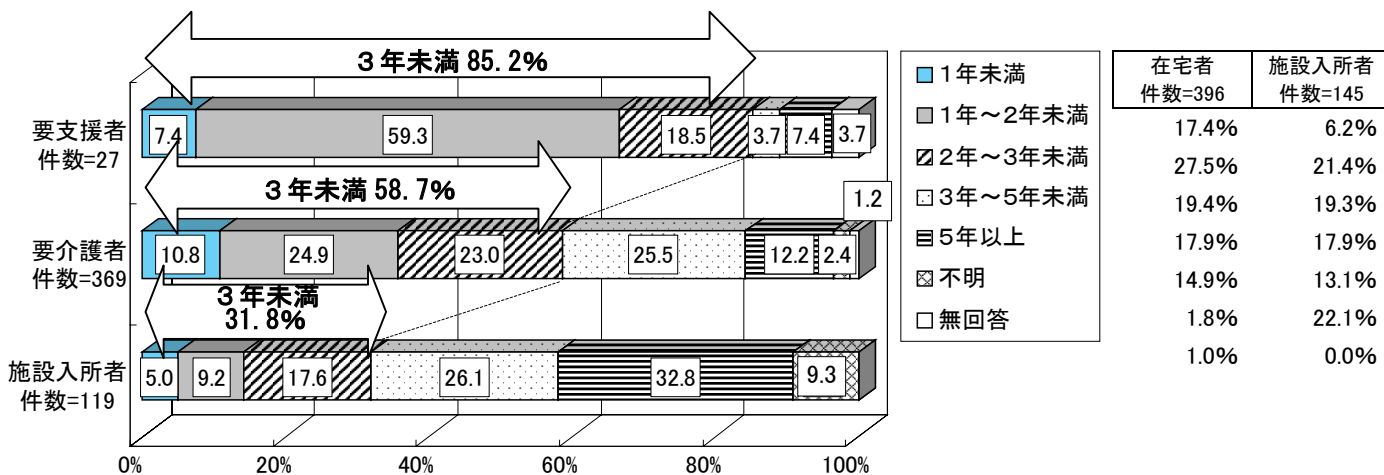
■ 問題行動と思われる症状は、要支援者では「ある」が6.4%、要介護者では47.1%。
 ■ 施設入所者の場合、「ある」が38.6%、「ない」が59.7%。
 ▲ 介護が必要となった原因の認知症の割合と同様に、この質問も要支援者が低く、要介護者、施設入所者の割合が高くなっている。



⑤問題行動と思われる症状が目につくようになってからの期間

(問題行動が「ある」人のみ)

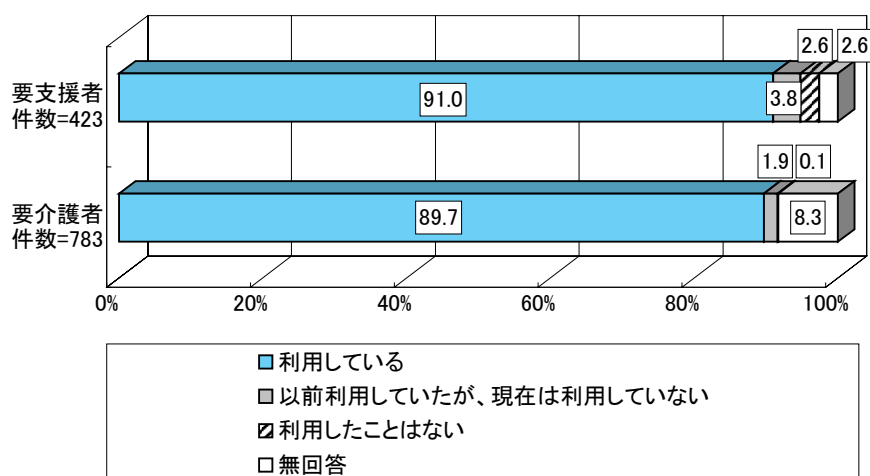
■ 要支援者は3年未満の期間で8割以上を占めているのに対し、要介護者では58.7%と低く、要介護者で長期の割合が高くなっている。
 ■ 施設入所者においては、3年以上の長期の割合が6割と高くなっている。



(4) 介護保険制度について

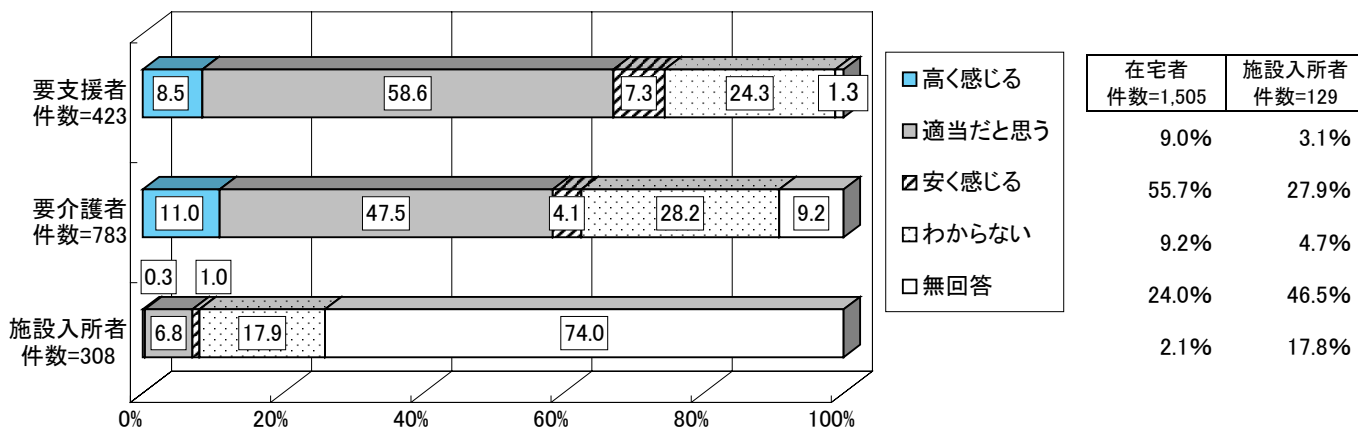
①介護保険サービスの利用状況（在宅者）

- 「利用している」=要支援者 91.0%、要介護者 89.7%で、いずれも9割前後が利用している。
- 給付実績の内容にあったように、軽度者では通所介護や訪問介護、重度者では福祉用具や短期入所等が利用されている。

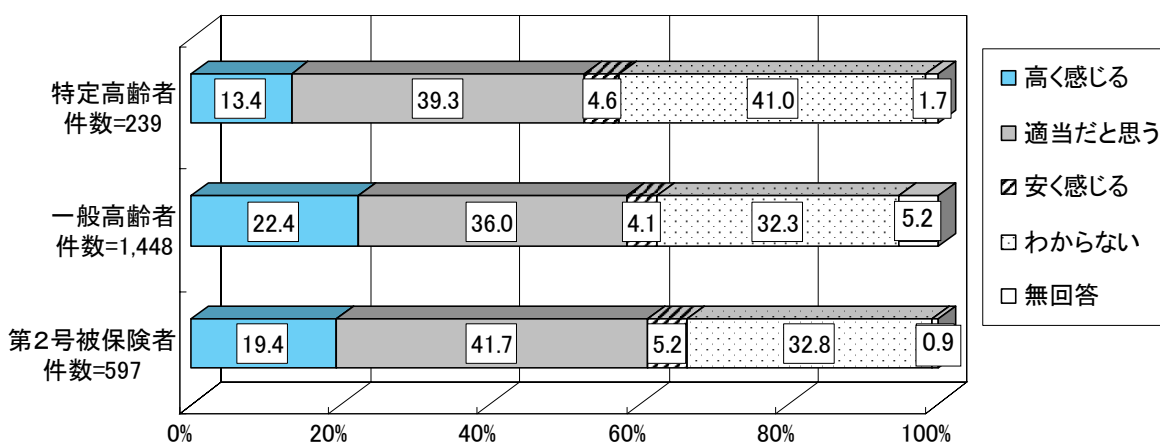


②利用料（1割負担）について

- 「適当だと思う」＝要支援者 58.6%、要介護者 47.5%が約5割を占めている。
- 施設入所者の場合、「わからない」（17.9%）が最も多いが、無回答（回答できない）の割合が7割超と前回の4倍になっている。

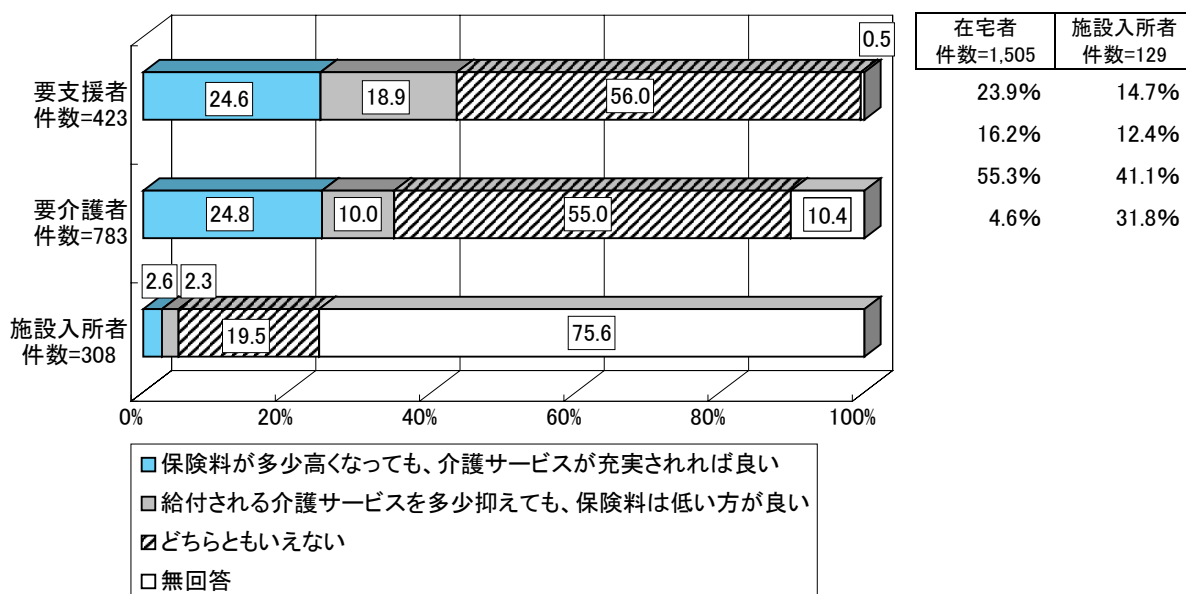


- 「適当だと思う」＝特定高齢者 39.3%、一般高齢者 36.0%、第2号被保険者 41.7%が約4割を占めている。
- 利用をしていない方への質問なので、費用対効果等の実感がないため、「わからない」の回答率も高い。

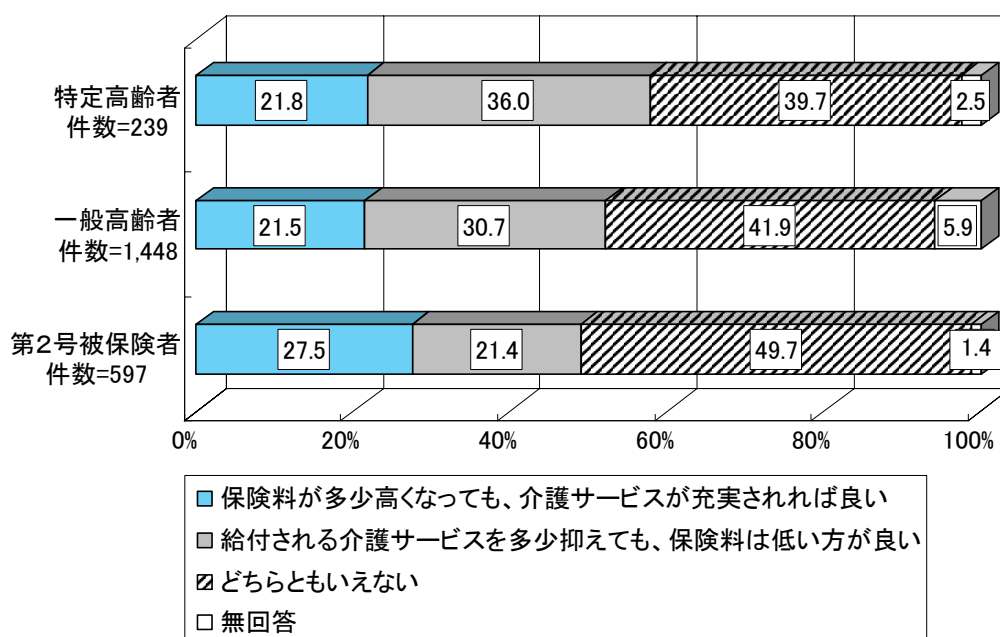


③介護保険料と介護サービスのあり方

- 在宅者、施設入所者ともに「どちらともいえない」が多く、利用者にとっても判断が難しい問題である。
- 軽度者の場合、サービスを抑制しても良い（金額を抑えたい）とする意向も、他に比べるとやや高くなっている。

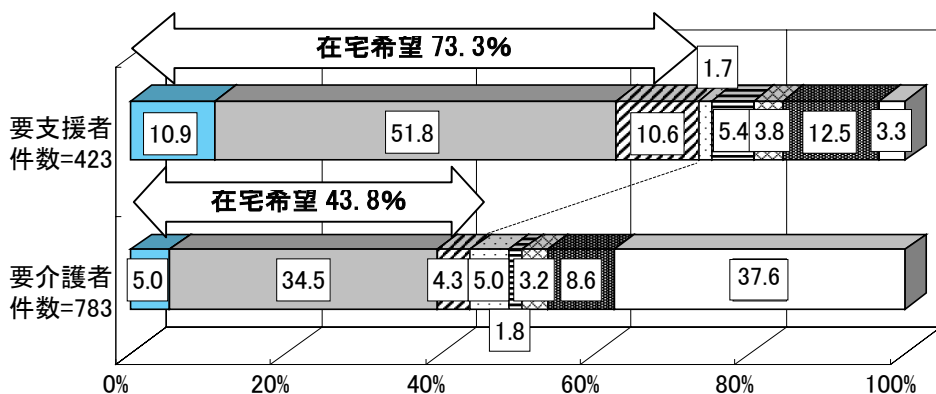


- 認定者に比べると、現在サービスを利用していないこともあり、保険料を低くしてもらいたいとの割合が多い。
- 高齢者に比べ、第2号被保険者ではサービスの充実（金額が多少高くなってもよい）への希望がやや高くなっている。



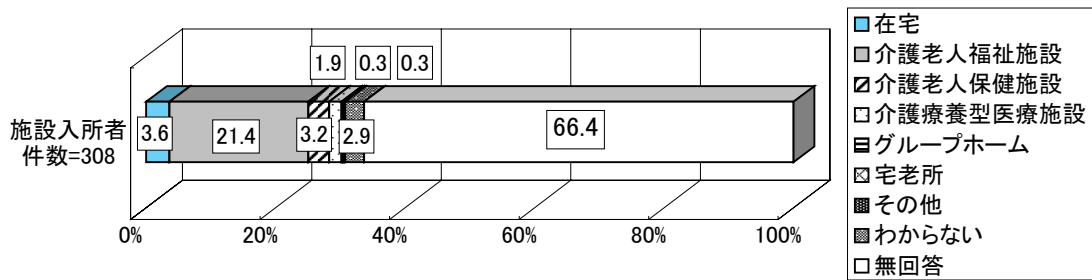
④今後の介護についての意向

- 全体に在宅への意向は高いものの、要介護者の割合は要支援者に比べると低く、在宅での生活が難しいと考えている人も多く存在すると考えられる。
- 施設入所者では今後も施設を希望する割合が高くなっている。



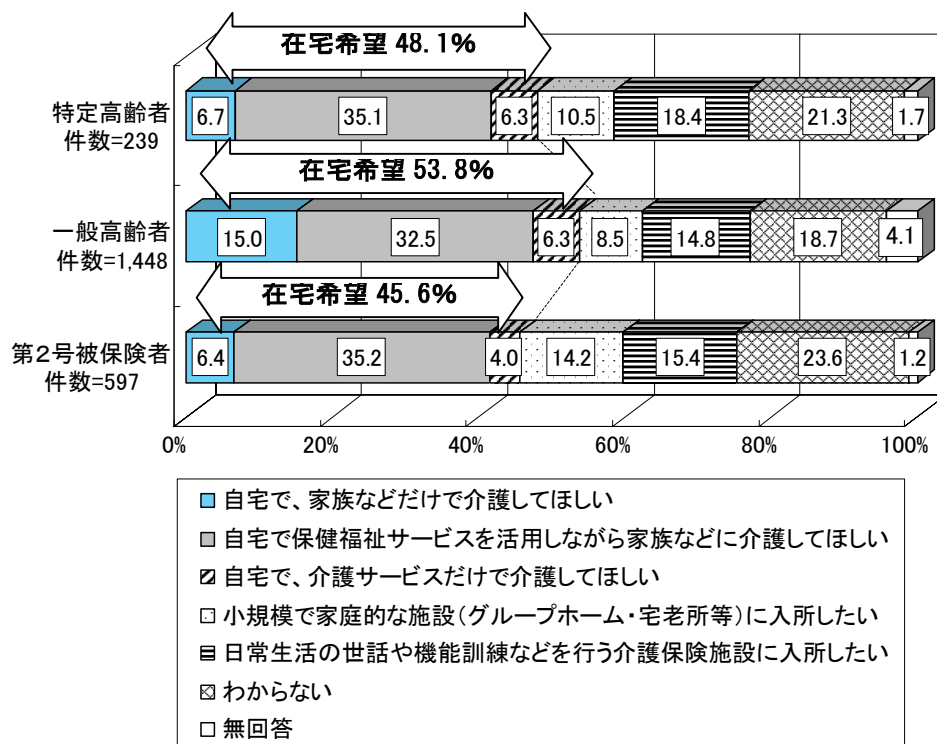
- 自宅で、家族などで介護してほしい
- 自宅で家族の他に訪問介護員・短期入所生活介護等を活用したい
- 自宅で、介護サービスだけで介護してほしい
- 小規模で家庭的な施設(グループホーム・宅老所等)に入所したい
- 日常生活の世話や機能訓練などを行う介護保険施設に入所したい
- その他
- わからない
- 無回答

在宅者 件数=1,168	
16.8%	
47.6%	
9.3%	
2.7%	
6.0%	
3.2%	
11.6%	
2.7%	



- 在宅
- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- グループホーム
- 宅老所
- その他
- わからない
- 無回答

- 全体でみると、在宅希望が5割、グループホームや施設等の希望が3割、「わからない」が2割となっている。
- 要支援、要介護者の今後の意向に比べて、施設等の利用希望が3割と高くなっている。



(5) サービスの利用状況・利用意向

①介護保険サービスの利用状況・利用意向（在宅者）

＜利用状況＞

- 要支援者、要介護者のいずれも『(介護予防)通所サービス(デイサービス・デイケア)』（要支援者 70.4%、要介護者 57.1%）、『住宅改修』（要支援者 31.9%、要介護者 29.5%）が上位となっている。
- 要支援者では高齢者のみの世帯も多いことから、訪問介護の利用も多くなっている。

	要支援者	要介護者
第1位	介護予防通所サービス (70.4%)	通所サービス (57.1%)
第2位	住宅改修 (31.9%)	住宅改修 (29.5%)
第3位	介護予防訪問介護 (27.4%)	福祉用具貸与 (24.4%)
第4位	介護予防福祉用具購入 (19.9%)	福祉用具購入 (17.8%)
第5位	介護予防福祉用具貸与 (9.5%)	短期入所生活介護、 短期入所療養介護 (17.5%)

※前回在宅者 [件数=1,505] 第1位：通所サービス (62.9%)、第2位：福祉用具の利用 (42.0%)、第3位：住宅改修 (34.4%)、第4位：訪問介護 (26.3%)、第5位：短期入所生活介護、短期入所療養介護 (13.6%)

＜利用意向＞

- 今後の利用意向も、現状で利用の多いサービスの割合が高くなっている。

	要支援者	要介護者
第1位	介護予防通所サービス (62.9%)	通所サービス (34.7%)
第2位	介護予防訪問介護 (27.4%)	福祉用具貸与 (20.3%)
第3位	住宅改修 (22.0%)	短期入所生活介護、 短期入所療養介護 (15.7%)
第4位	介護予防福祉用具貸与 (18.9%)	訪問介護 (14.9%)
第5位	介護予防短期入所生活介護、 介護予防短期入所療養介護 (15.1%)	住宅改修 (11.4%)

※前回在宅者 [件数=1,168] 第1位：通所サービス (67.3%)、第2位：福祉用具の利用 (46.7%)、第3位：訪問介護 (37.2%)、第4位：住宅改修 (30.1%)、第5位：短期入所生活介護、短期入所療養介護 (21.9%)

②地域密着型サービスの利用状況・利用意向

- 要支援者では地域密着型サービスすべてにおいて、現在の利用状況、今後の利用意向のいずれも1割未満の回答となっている。
- 要介護者では「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」の利用割合が高いが、今後の利用意向は低い。
これは、現在の利用者が今後の意向を判断できないケースが多いためと思われる。
しかし、要介護者がその状態となった主な原因を『認知症』とした回答が多かったことからすれば、今後も必要性の高いサービスと考えられる。

<利用状況>

	要支援者	要介護者
第1位	介護予防認知症対応型通所介護（0.7%）	認知症対応型共同生活介護（20.4%）
第2位	介護予防小規模多機能型居宅介護（0.5%）	認知症対応型通所介護（2.3%）
第3位	介護予防認知症対応型共同生活介護（0.2%）	小規模多機能型居宅介護（1.4%）
第4位	—	地域密着型特定施設入居者生活介護（0.5%） 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（0.5%）
第5位	—	夜間対応型訪問介護（0.4%）

<利用意向>

	要支援者	要介護者
第1位	介護予防認知症対応型通所介護（4.5%）	認知症対応型共同生活介護（8.9%）
第2位	介護予防小規模多機能型居宅介護（3.8%）	小規模多機能型居宅介護（4.3%）
第3位	介護予防認知症対応型共同生活介護（3.1%）	認知症対応型通所介護（4.0%）
第4位	—	夜間対応型訪問介護（1.5%）
第5位	—	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（0.9%）

③介護保険対象外サービスの利用状況・利用意向

＜利用状況＞

- 要支援者、要介護者ともに『配食サービス』（要支援者 19.1%、要介護者 9.2%）との回答が最も多く、次いで『緊急通報装置の給付・貸与』（要支援者 13.9%、要介護者 5.6%）が続いている。

	要支援者	要介護者
第1位	配食サービス（19.1%）	配食サービス（9.2%）
第2位	緊急通報装置の給付・貸与（13.9%）	緊急通報装置の給付・貸与（5.6%）
第3位	軽易な日常生活援助（3.5%）	訪問理美容サービス（4.5%）
第4位	住宅改修に関する相談（3.1%）	住宅改修に関する相談（2.4%）
第5位	外出支援サービス（2.8%）	介護用品の支給（2.3%）

※前回在宅者 [件数=1,505] 第1位：配食サービス（16.6%）、第2位：緊急通報装置の給付・貸与（12.6%）、第3位：住宅改修に関する相談（5.0%）、第4位：軽易な日常生活援助（4.1%）、第5位：訪問理美容サービス（3.7%）

＜利用意向＞

- 希望する主な項目では、要介護者で『介護用品の支給』に関する意向が高いほか大きな差はみられないが、回答割合はいずれも要支援者が高く、介護保険対象外サービスでは、軽度者を中心に利用意向が高くなる傾向にある。

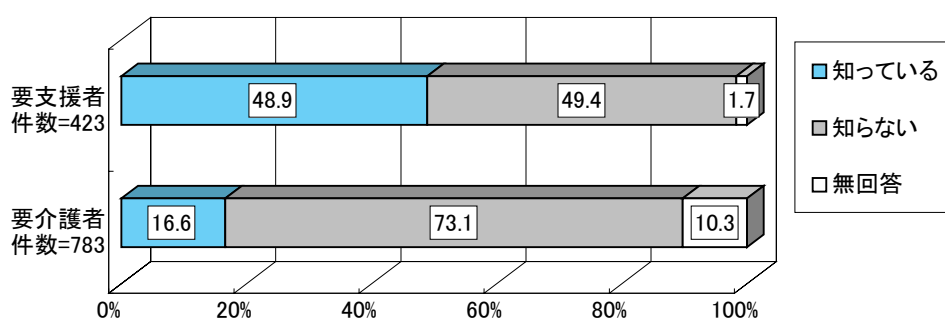
	要支援者	要介護者
第1位	緊急通報装置の給付・貸与（31.7%）	介護用品の支給（13.0%）
第2位	配食サービス（27.9%）	緊急通報装置の給付・貸与（11.6%）
第3位	軽易な日常生活援助（21.0%） 介護用品の支給（21.0%）	配食サービス（11.1%）
第4位	外出支援サービス（19.1%）	外出支援サービス（9.6%）
第5位	寝具洗濯乾燥消毒サービス（14.7%）	訪問理美容サービス（9.1%）

※前回在宅者 [件数=1,168] 第1位：緊急通報装置の給付・貸与（32.7%）、第2位：配食サービス（29.2%）、第3位：外出支援サービス（20.2%）、第4位：軽易な日常生活援助（19.8%）、第5位：訪問理美容サービス（19.4%）

④「地域包括支援センター」

＜認知状況＞

- 「知っている」＝要支援者 48.9%、要介護者 16.6%。
- 要支援者の割合が高いのは、介護予防給付のプラン作成を当該施設の職員が実施しているためと考えられる。
- 構成市町別に特徴がみられ、上峰町、みやき町では周知度が高くなっている。

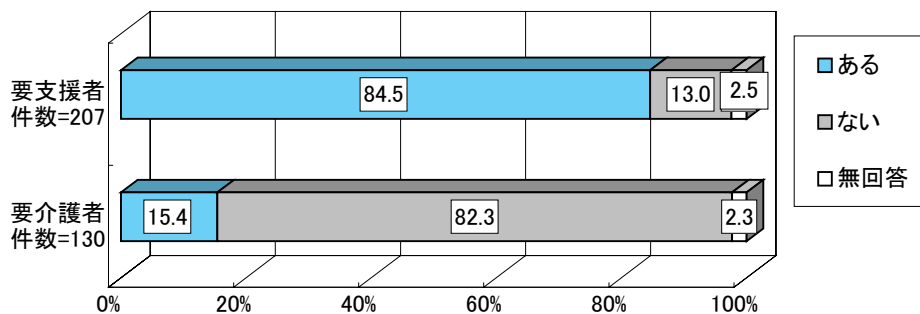


【要支援者】	調査数	知っている	知らない	無回答
合計	423	207	209	7
	100.0	48.9	49.4	1.7
鳥栖市	160	41	113	6
	100.0	25.6	70.6	3.8
基山町	45	15	30	-
	100.0	33.3	66.7	-
上峰町	3	3	-	-
	100.0	100.0	-	-
みやき町	215	148	66	1
	100.0	68.8	30.7	0.5

【要介護者】	調査数	知っている	知らない	無回答
合計	783	130	572	81
	100.0	16.6	73.1	10.3
鳥栖市	407	42	304	61
	100.0	10.3	74.7	15.0
基山町	117	18	96	3
	100.0	15.4	82.1	2.6
上峰町	46	10	33	3
	100.0	21.7	71.7	6.5
みやき町	213	60	139	14
	100.0	28.2	65.3	6.6

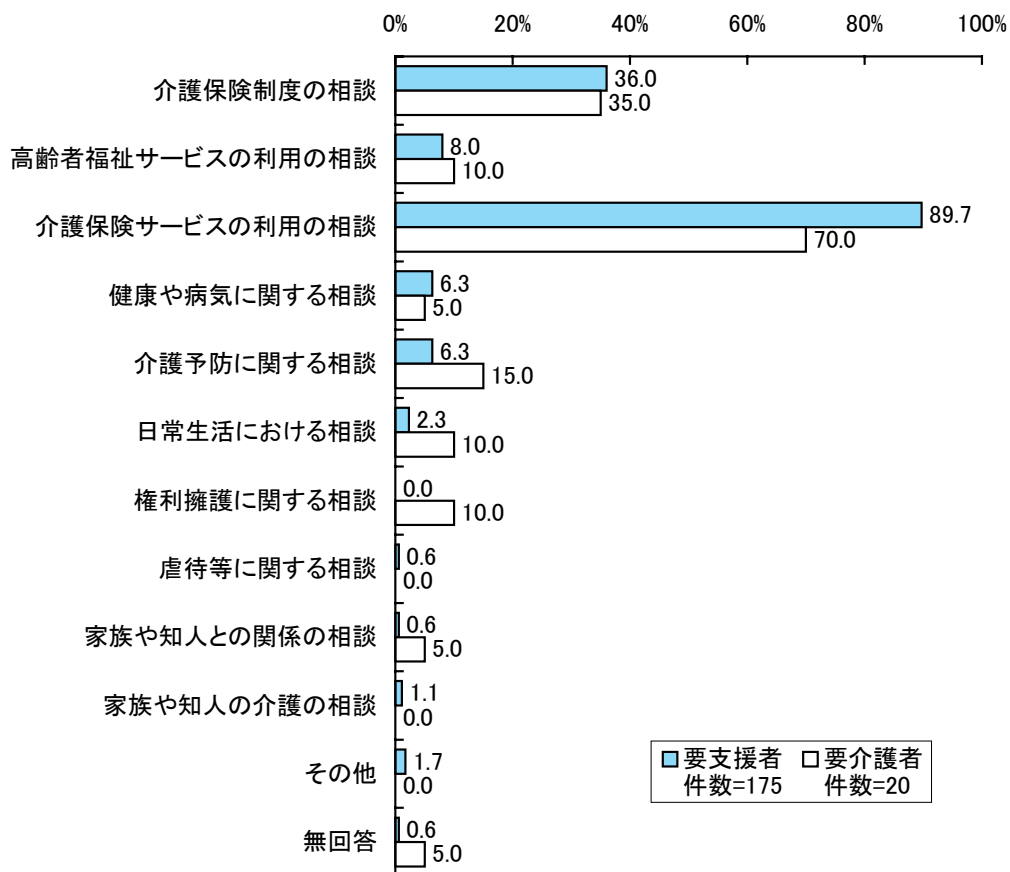
<利用経験（「知っている」と答えた人のみ）>

- 「ある」＝要支援者 84.5%、要介護者 15.4%。
- 周知状況と同じく利用経験も要支援者で高くなっている。



<利用内容（利用経験が「ある」人のみ）>

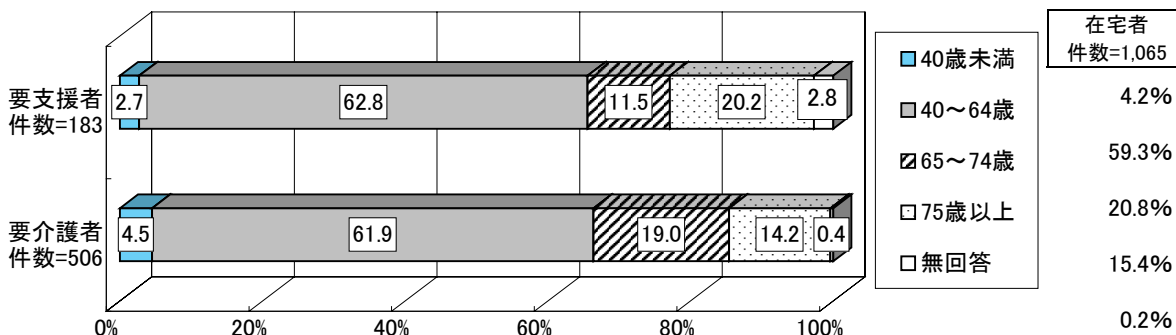
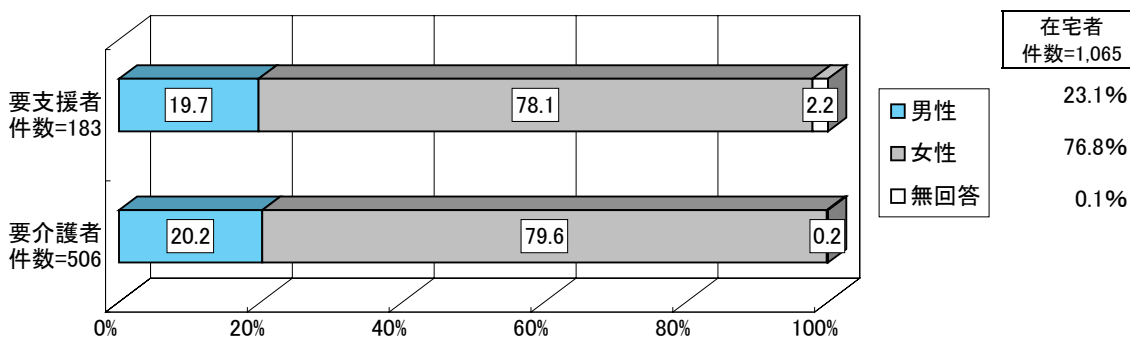
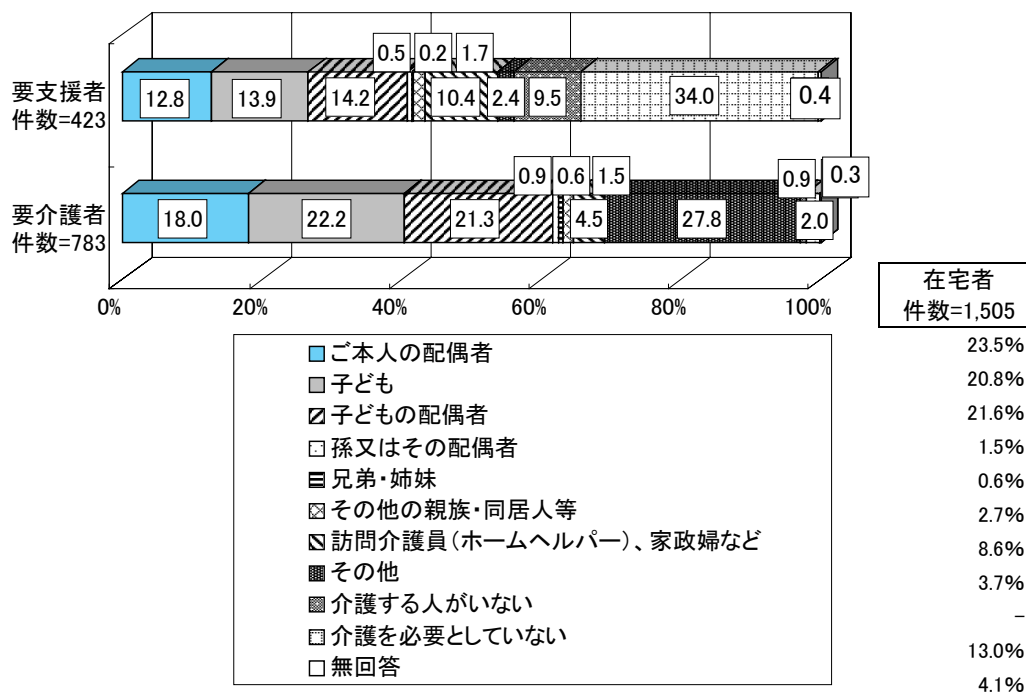
- 要支援者、要介護者ともに「介護保険サービスの利用の相談」（要支援者 89.7%、要介護者 70.0%）、次いで「介護保険制度の相談」（要支援者 36.0%、要介護者 35.0%）の割合が高い。



(6) 主な介護者の状況（在宅者で介護者が「いる」人のみ）

① 主な介護者

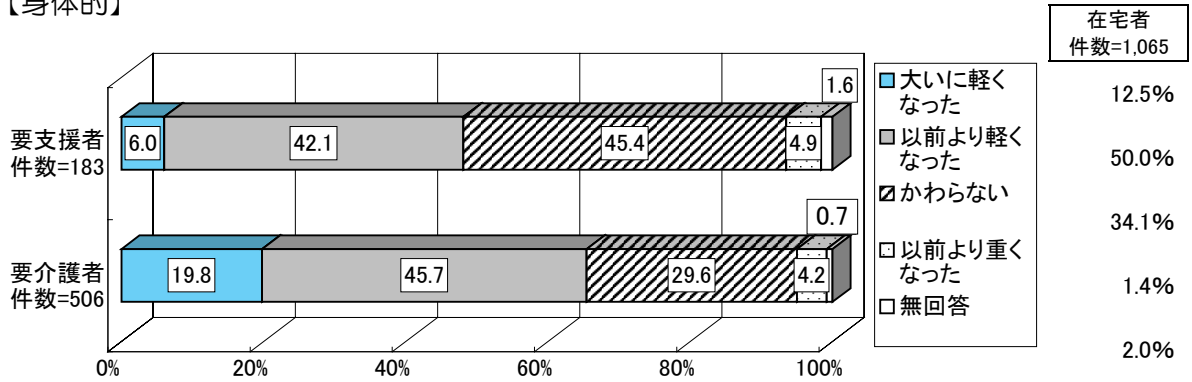
- 主な介護者は、子、子の配偶者、本人の配偶者の割合が高い。
- 介護者の8割が女性であり、女性への依存の高さが伺える。
- 年齢ではいずれも40～64歳が6割を占めている。



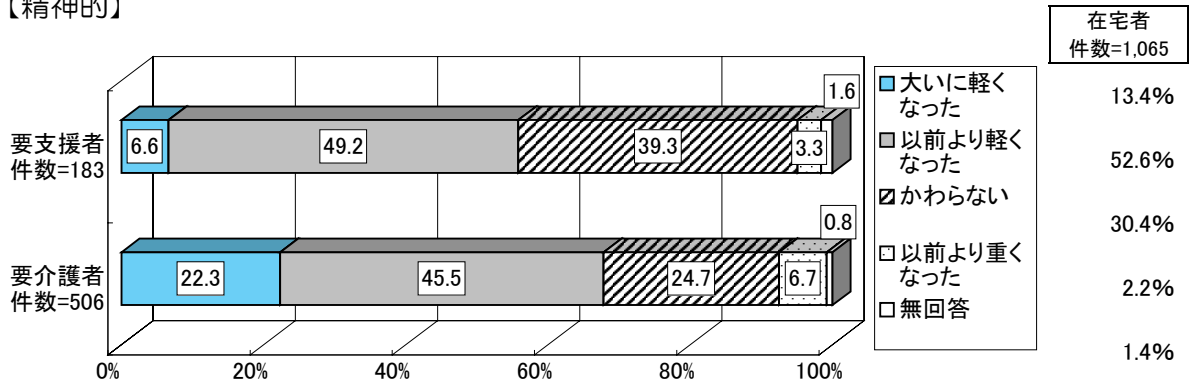
②介護保険制度利用後の負担感

■ 要支援、要介護者ともに身体的・精神的には5割超の方が、軽減されたと感じている。
 ■ 経済的には、「かわらない」の割合が高いが、要介護者においては「重くなった」の割合が3割を超えている。

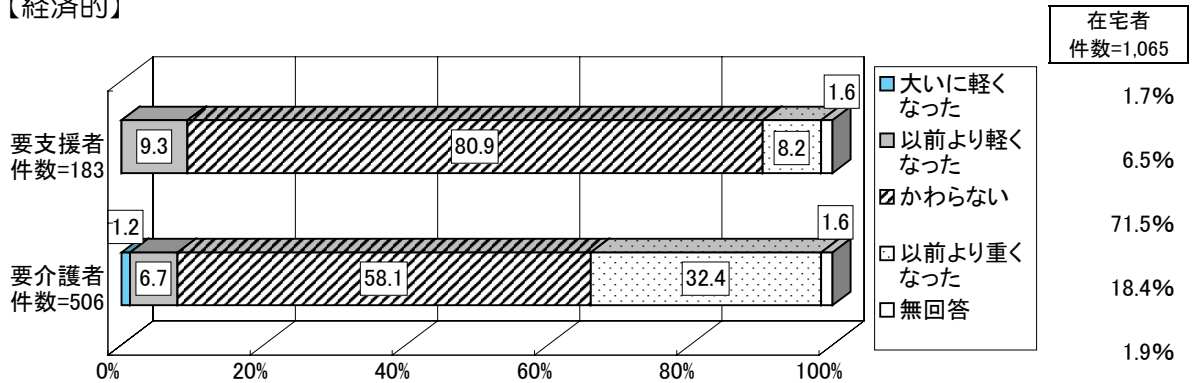
【身体的】



【精神的】



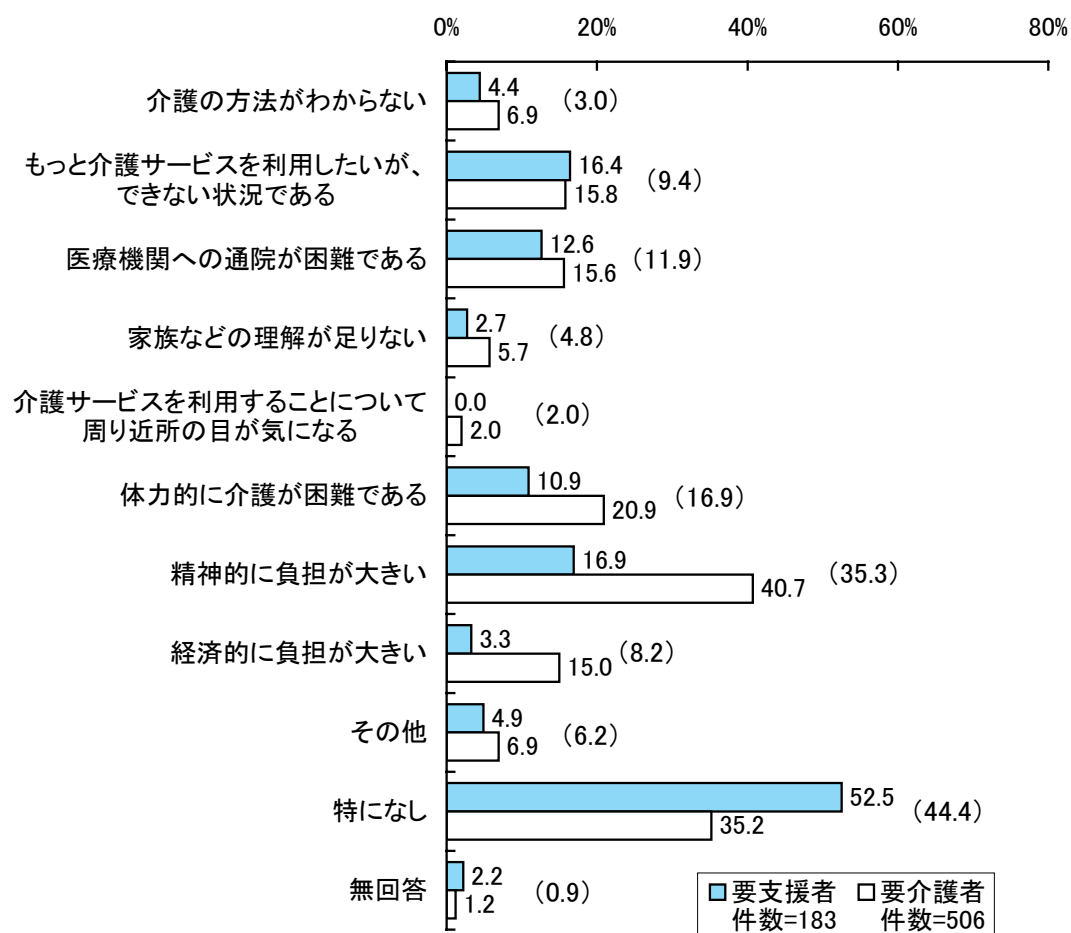
【経済的】



③介護を行う上で困っている点

<困っている点>

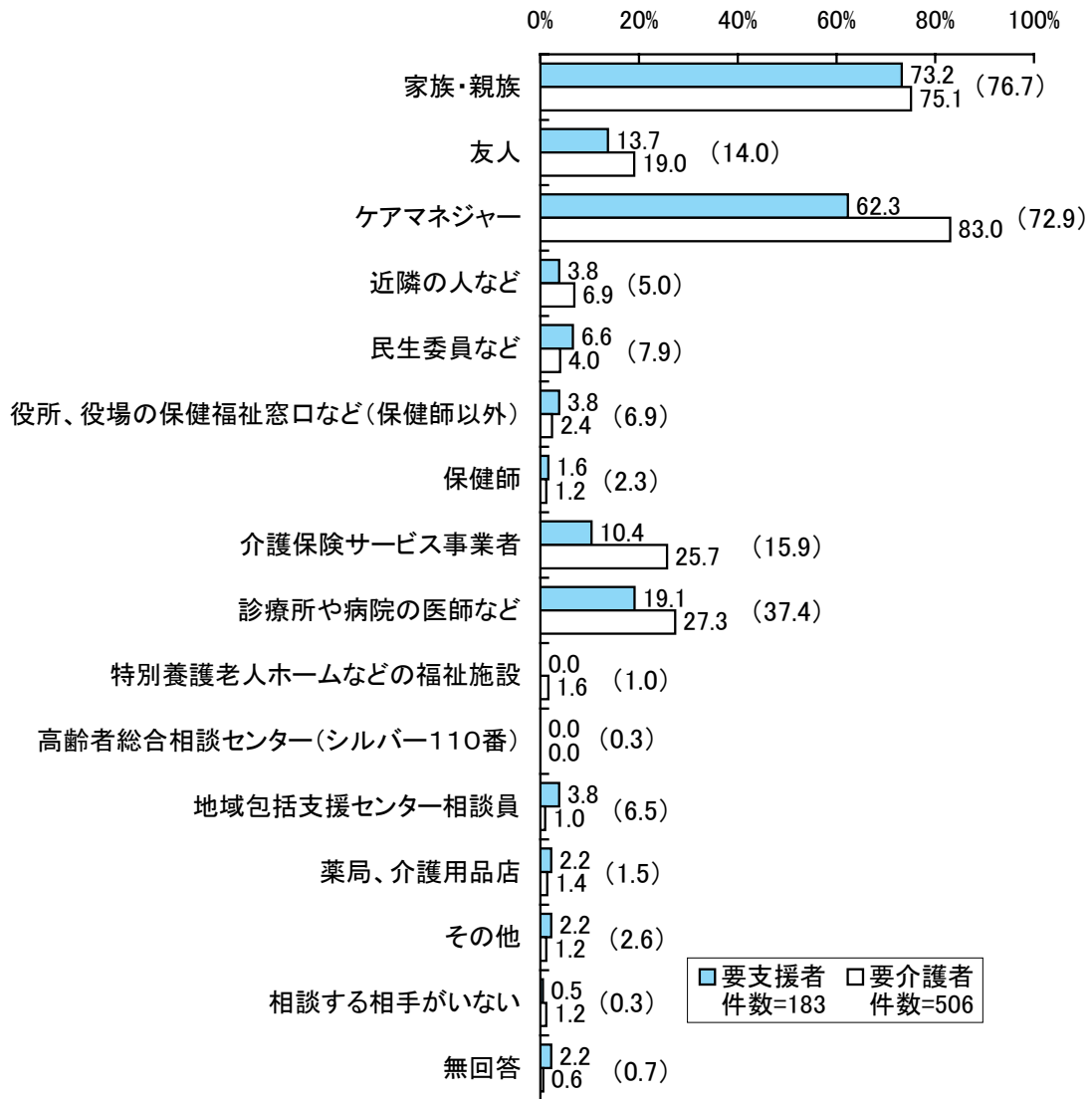
■ 要介護者では、介護者が精神的・身体的負担を感じる割合が高い。



※()は前回調査 在宅者:件数=1,065

<相談相手>

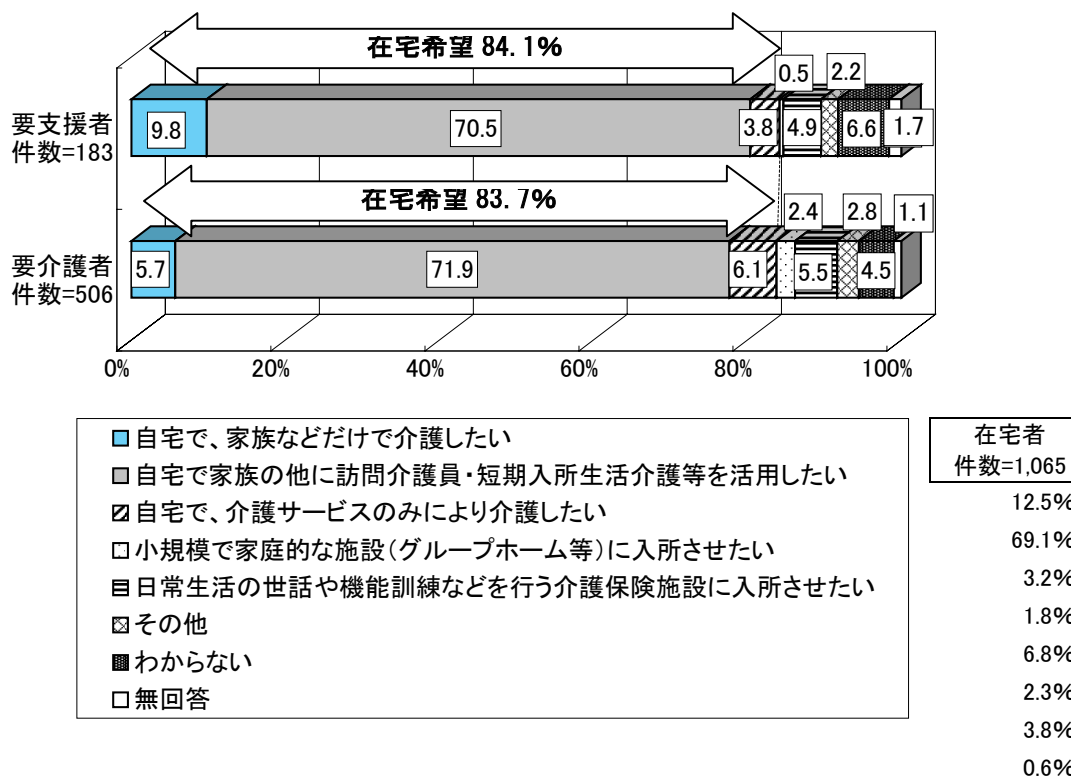
■ 担当のケアマネジャーや家族・親族を相談相手とするケースが前回同様、今回も多くなっている。



※()は前回調査 在宅者: 件数=1,065

④今後の介護について

■ いずれも自宅での介護を希望する割合が、前回同様8割超と高くなっている。



⑤介護保険サービスの利用意向

■ いずれも通所サービスの希望が高いが、要介護者では短期入所、福祉用具貸与・購入の利用意向が高く、要支援者では訪問介護、短期入所の利用意向が高くなっている。

	要支援者	要介護者
第1位	介護予防通所サービス (61.7%)	通所サービス (73.7%)
第2位	介護予防訪問介護 (25.7%)	短期入所生活介護、 短期入所療養介護 (49.0%)
第3位	介護予防短期入所生活介護、 介護予防短期入所療養介護 (24.6%)	福祉用具貸与・福祉用具購入 (36.8%)
第4位	介護予防福祉用具貸与・福祉用具購入 (18.6%)	訪問介護 (26.3%)
第5位	住宅改修 (16.4%)	訪問看護 (14.8%)

※前回在宅者 [件数=1,065] 第1位：通所サービス (77.4%)、第2位：福祉用具の利用 (62.2%)、第3位：短期入所生活介護、短期入所療養介護 (57.2%)、第4位：住宅改修 (41.2%)、第5位：訪問介護 (37.0%)

⑥今後利用したい地域密着型サービス

- 全体として利用意向は低いが、介護の原因で認知症の割合が高い要介護者においては、認知症に対応するサービスの利用意向割合は比較的高い傾向にある。

	要支援者	要介護者
第1位	介護予防小規模多機能型居宅介護 (9.3%)	認知症対応型通所介護 (10.1%)
第2位	介護予防認知症対応型通所介護 (7.7%)	認知症対応型共同生活介護 (9.7%)
第3位	介護予防認知症対応型共同生活介護 (6.6%)	小規模多機能型居宅介護 (6.3%)
第4位	—	夜間対応型訪問介護 (5.7%)
第5位	—	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (4.2%)

⑦介護保険対象外サービスの利用意向

- 具体的に希望があるものでは、要支援者で「配食サービス」、次いで「緊急通報装置の給付・貸与」「外出支援サービス」「介護用品の支給」「訪問理美容サービス」。要介護者では、「介護用品の支給」「配食サービス」「訪問理美容サービス」「外出支援サービス」「緊急通報装置の給付・貸与」。

	要支援者	要介護者
第1位	配食サービス (30.1%)	介護用品の支給 (27.5%)
第2位	緊急通報装置の給付・貸与 (24.6%)	配食サービス (24.7%)
第3位	外出支援サービス (19.7%)	訪問理美容サービス (15.6%)
第4位	介護用品の支給 (18.6%)	外出支援サービス (13.4%) 緊急通報装置の給付・貸与 (13.4%)
第5位	訪問理美容サービス (14.8%)	寝具洗濯乾燥消毒サービス (8.3%)

※前回在宅者 [件数=1,065] 第1位：配食サービス (33.0%)、第2位：緊急通報装置の給付・貸与 (26.1%)、第3位：住宅改修に関する相談 (24.1%)、第4位：外出支援サービス (24.0%)、第5位：訪問理美容サービス (23.6%)

(7) 今後、力を入れてほしい高齢者施策

- 回答割合の高い項目に差はないものの、寝たきり予防、認知症予防の施策に関しては、特に要介護者の割合が高くなっている。

	要支援者	要介護者
第1位	特にない (41.6%)	特にない (24.6%)
第2位	寝たきりにならないための施策 (19.6%)	寝たきりにならないための施策 (24.0%)
第3位	認知症にならないための施策 (15.1%)	認知症にならないための施策 (20.2%)
第4位	道路の段差解消など人にやさしいまちづくりの推進 (11.3%)	道路の段差解消など人にやさしいまちづくりの推進 (13.0%)
第5位	ホームヘルパーなどの在宅サービス (10.9%)	病院や診療所などの医療機関 (11.6%)

2. 策定委員会での協議概要

■平成 20 年

第 1 回開催 5 月 29 日（木）13：00～	
議事	<ul style="list-style-type: none"> ■会長・副会長選出 （1）介護保険制度改正等の概要について （2）今後のスケジュール等について （3）その他
委員意見	<ul style="list-style-type: none"> ●具体的な数字の裏付けができ、第 4 期の保険料をどうするかという姿がみえてくるのは 9 月開催予定の第 3 回位になるだろう。各地域・団体ごとの会合でも意見の集約をし、事務局にどういう資料を準備して欲しいか等の要望・提案を、次回までに各自提出してほしい。 ●前期を振り返ってみると、国の参酌標準に従った算出を行った結果、実態と若干の誤差が生じた。この事を反省材料として、前回までの実績に基づいた独自の物差しを持つ必要があると思う。

第 2 回開催 7 月 29 日（火）13：00～	
議事	<ul style="list-style-type: none"> （1）高齢者要望等実態調査の結果・分析について （2）第 3 期（第 1・第 2 年度）事業計画の達成状況について （3）地域支援事業の事業効果及び事業実績・事業計画について （4）鳥栖地区広域における現状分析・課題検討について
委員意見	<ul style="list-style-type: none"> ●調査には不満や要望等を聞く項目を入れ、担当ケアマネジャーではなく、第三者が行ったほうがよかったのではないかと。 ●介護予防事業の中には、アイデアとしては非常にいいものもたくさんあると思う。ただ国はめまぐるしく方針を転換するので、もう少し長いスパンで見えていくべきである。 ●介護予防事業は、組合独自で大きな柱を持って取り組むべきである。

第 3 回開催 10 月 30 日（木）13：00～	
議事	<ul style="list-style-type: none"> （1）人口等の推計について （2）要介護認定者数の推計について （3）サービス見込み量の推計について
委員意見	<ul style="list-style-type: none"> ●それぞれの数字について、施設系・居住系に分けて、その計算式がわかる資料を作ってほしい。それをもとに委員会ではその内容を検証していきたい。 ●制度の変更内容が未定の部分もあるので、金額として確定できるのは来年になると思われるが、前段の大筋のところは今年中に何とかまとめておきたい。

第4回開催 12月16日(火) 13:00~	
議事	(1) 事業費の見込み額について (2) 検討を要するサービス給付について (3) サービス見込み量の推計について (4) 地域支援事業計画について
委員意見	<ul style="list-style-type: none"> ●各サービス見込み量についての意見・質問 <ul style="list-style-type: none"> ①利用回数・日数の見込方について(訪問介護) ②利用者率の考え方(訪問看護) ③供給量の変化に伴う利用者数の変化についても把握してほしい ●事業量の算出の流れについては委員了承。次回基金の取り崩しや療養型の転換、介護報酬の改定など不確定な要素もあるが、次回には金額について詰めていきたい。 ●地域支援事業について、広報・周知をするだけでなく、社会の中で介護や福祉が大事だという子どもの頃からの意識付け・啓発が必要である。

■平成21年

第5回開催 1月22日(木) 13:00~	
議事	(1) 第4期介護保険事業計画期間における事業費の見込額(再検討)について (2) 第4期介護保険事業計画期間における保険料基準額の算定について
委員意見	<ul style="list-style-type: none"> ●住民への説明にあたっては、分かりやすい資料を作ってほしい。 ●取り崩し金に関する確認 ●保険料段階に関する確認 ●第4期介護保険料について、事務局案を承認

3. 鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険法(平成9年法律123号)第117条の規定による鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険事業計画(以下「事業計画」という。)の策定にあたり被保険者等の意見を反映するため、鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険事業計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 日常生活圏域の設定、また各年度における圏域ごとの地域密着型介護サービス施設に係る必要利用定員総数およびその他サービスの種類ごとの量の見込みと確保策
- (2) 各年度における地域支援事業に要する費用および量の見込みと確保策
- (3) サービス事業者相互間の連携確保に関する事業、また介護給付、予防給付および地域支援事業に係るサービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
- (4) その他事業計画に盛り込む事項

(組織)

第3条 策定委員会の委員は24人以内とし、次に掲げる者の中から管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療、福祉の関係者
- (3) 被保険者の代表者等
- (4) 関係行政機関の代表者

2 委員の任期は、前条に規定する事項に関する協議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めたときは、関係者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、介護保険課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

4. 鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険事業計画策定委員会委員名簿

(順不同、敬称略)

区分	氏名	団体名・役職名
保健・医療・福祉の関係者	前山 豊明	鳥栖三養基医師会 会長
	近藤 英紀	三養基・鳥栖地区歯科医師会 会長
	古賀 秀雄	鳥栖三養基薬剤師会 会長
	鹿毛 幸広	社会福祉法人寿楽園 理事長
	沼田 幸彦	鳥栖市社会福祉協議会 会長 (H20. 5. 29~H20. 7. 9)
	近藤 繁美	鳥栖市社会福祉協議会 常務理事 (H20. 7. 29~H21. 3. 31)
関係行政機関の代表者	中里 栄介	鳥栖保健福祉事務所 保健監
被保険者の代表者	佐々木 政敏	鳥栖市老人クラブ連合会 会長
	門司 雅之	鳥栖市民生委員児童委員連絡協議会 (麓地区民生委員会会長)
	井上 和幸	みやき町区長会 副会長
	井邊 仁美	基山町食生活改善協議会 会長
	米倉 康博	上峰町社会福祉協議会 事務局長
	轟木 裕子	鳥栖市住民代表
	榑崎 美和子	みやき町住民代表
	末次 尚子	基山町住民代表
	倉本 信幸	上峰町住民代表
計	15名	

※委嘱期間は平成20年5月29日から平成21年3月31日まで

5. 鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険条例（平成12年鳥栖地区広域市町村圏組合条例第1号）第3条に規定する鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 介護保険事業の実施状況の点検に関する事。
- (2) 介護保険事業計画の進行管理に関する事。
- (3) その他介護保険事業に関する事。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 介護保険に関し学識又は経験を有する者
 - (2) 被保険者を代表する者
- 2 委員の任期は3年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 協議会に副会長を1名置き、会長が委員のうちから指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要に応じて関係者の出席を要請し、報告又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、介護保険課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 本規則施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

鳥栖地区広域市町村圏組合 第4期介護保険事業計画

平成21年3月

編集・発行 鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課

〒841-0037 佐賀県鳥栖市本町3丁目1494-1

TEL : 0942-81-3315

FAX : 0942-81-3316

E-mail : tmk@kurume.ktarn.or.jp
